

厚木市複合施設等総合管理委託に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和7年7月28日

厚木市都市みらい部市街地整備課

1 調査の目的

厚木市（以下「本市」という。）では、厚木市複合施設や厚木市保健福祉センターを対象として、県央地域における国公有財産の最適利用及び本市公共施設の最適化を図る「厚木市複合施設等管理事業（以下「管理事業」という。）」の実施を計画しています。管理事業の実施に当たっては、施設利用の将来変化に柔軟に対応するために、複合施設等を対象にした一元的な管理によって、本市の管理事務の支援を行う「総合管理」の執行を想定しています。

本調査は、総合管理委託の実施に当たり、民間事業者のノウハウ等を最大限いかせるよう、実施条件等に関する意見や提案等を個別に対話形式で聴取し、管理事業の具体化に役立てることを目的として実施します。特に、多様な入居機関との調整や施設全体の維持管理費用の適正化を重視し、民間事業者の経営能力や技術的能力を最大限活用する方策についての意見や提案を期待しています。

2 スケジュール

実施要領の公表	令和7年7月28日（月）
個別対話の参加申込期限	令和7年8月8日（金）17時まで
意見及び提案等要旨の提出期限	令和7年8月21日（木）17時まで
個別対話の実施	令和7年8月25日（月）から 令和7年8月29日（金）まで ※ 申込状況により変更する可能性があります。
実施結果概要の公表	令和7年9月下旬（予定）

3 管理事業の概要

(1) 事業名称

厚木市複合施設等管理事業

(2) 管理事業の対象となる公共施設（以下「複合施設等」という。）

ア 厚木市複合施設（駐輪・受水槽棟を含む。）

イ 駐車場棟

ウ 厚木市保健福祉センター

(3) 複合施設等の管理者

専用使用部分と共用使用部分に区分して次の者が管理するものとします。

- ア 厚木市長
- イ 神奈川県知事

(4) 複合施設等の入居機関

入居予定機関は、次のとおりです。管理者とは別に、機能区分ごとに占有する部署等が存在します。

施設区分	機能区分	占有管理者(専用部)	所有管理者(共用部)	管理者
複合施設	市庁舎	厚木市財産管理課	厚木市財産管理課	厚木市長 及び 神奈川県知事
	国の行政機関			
	その他利便機能			
	(仮称)未来・図書館	厚木市中央図書館		
	消防本部	厚木市消防総務課		
	県の行政機関等	神奈川県		
駐車場棟	駐車場	厚木市財産管理課	厚木市財産管理課	厚木市長
既存施設	保健福祉センター	厚木市健康医療課	厚木市財産管理課	厚木市長

(5) 総合管理委託の対象業務

総合管理委託の対象業務は、次に掲げるとおりです。

ただし、駐車場棟、駐輪・受水槽棟1階及び敷地内平面駐輪場の運営については、総合管理委託の対象外としています。

- ア 総合管理業務(所有管理者支援、維持管理業務の総合調整ほか)
- イ 利用者管理業務(入居機関の入居から退去に至るまでの総合調整ほか)
- ウ 点検保守等業務
- エ 清掃業務
- オ 執務環境測定等業務
- カ 警備業務
- キ 修繕業務
- ク 案内等施設運用管理業務(総合案内、電話交換を含めた施設の運用に関する業務)
- ケ その他の総合管理に関する業務

4 個別対話の内容

(1) 個別対話の対象者

上記3(5)に掲げる「ア 総合管理業務」及び「イ 利用者管理業務」を実施することができる事業者(グループによる参加も可)とします。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- ア 厚木市暴力団排除条例(平成23年厚木市条例第12号)に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- イ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第

2項の規定に違反する者

(2) 個別対話項目

「意見及び提案等要旨（別紙3）」のとおり

5 個別対話の手続

(1) 個別対話の参加申込み

ア 提出書類

(ア) 「個別対話参加申込書（別紙1）」（PDF形式）

(イ) 「守秘義務に関する誓約書（別紙2）」（PDF形式）

イ 申込受付期間

令和7年7月28日（月）から8月8日（金） 午後5時まで

ウ 提出方法

電子メールにより「8 お問い合わせ先」へ提出

エ 個別開示資料の提供

参加申込みの受付後、次の個別開示資料を提供予定です。

(ア) 厚木市複合施設等管理基本計画（案）

(イ) 厚木市複合施設等総合管理委託に関する要求水準書（案）

(ウ) 厚木市複合施設等関係図面

(2) 意見及び提案等要旨の提出

ア 提出書類

「意見及び提案等要旨（別紙3）」（Word形式）

イ 提出期限

令和7年8月21日（木） 午後5時まで

ウ 提出方法

電子メールにより「8 お問い合わせ先」へ提出

(3) 個別対話の日時及び実施場所の連絡

個別対話の日時及び実施場所については、別紙1に記入いただいた希望日時を踏まえ、令和7年8月20日（水）までに、電話又は電子メールにより連絡します。

なお、個別対話の日時については、希望に沿えない場合もあります。

(4) 個別対話の実施

ア 実施期間

令和7年8月25日（月）から29日（金）まで（予定）

※ 申込状況により変更する場合があります。

イ 実施時間

午前9時から午後5時までの間の50分程度

ウ 実施場所

厚木市役所第二庁舎ほか

エ その他

- (ア) 別紙 3 に関連して参考資料を提示いただける場合は、個別対話の前日までに電子ファイル（PDF形式）を電子メールにより提出いただくか、又は、個別対話の当日に紙資料として 10 部持参してください。
- (イ) 提出いただいた資料等の著作権はそれぞれの参加者に帰属します。
- (ウ) 提出いただいた資料等は返却しません。
- (エ) 本調査に関係のない意見又は提案等対話の趣旨から外れた意見又は提案等があった場合は、対話を中断する場合があります。

6 その他

(1) 費用負担

個別対話への参加に要する費用（書類作成、対話への参加費用等）については、参加者の負担とします。

(2) 参加者及び対話内容の扱い

- ア 本調査への参加実績は、将来の管理事業に関する事業者選定に優位性を持つものではありません。
- イ 個別対話における発言はその時点での想定によるものとし、将来を何ら約束するものではありません。
- ウ いただいた意見及び提案等については、管理事業の実施条件等の検討に当たり参考としますが、必ずしも条件に反映されるものではありません。

(3) 追加調査（対話）等への協力

個別対話の実施後においても、必要に応じて追加調査（対話、書面、メールによる照会等）を行う場合がありますので、御協力をお願いします。

(4) 個別対話の実施結果の公表

個別対話の実施結果の概要を本市ホームページに公表する予定です。

当該公表前に各参加者に公表内容の確認を行いますので、御協力をお願いします。

なお、参加者の名称は公表しません。

(5) 個別対話におけるコンサルタントの同席

個別対話は、厚木市 市街地整備課の職員が対応しますが、複合施設開館準備の支援業務を請け負う日建設計CM・日建設計共同企業体が同席することがあります。

7 添付資料

- (1) 別紙 1 個別対話参加申込書
- (2) 別紙 2 守秘義務に関する誓約書
- (3) 別紙 3 意見及び提案等要旨

8 お問い合わせ先

本調査に関する質問等がある場合は、次の連絡先までお問い合わせください。

厚木市都市みらい部市街地整備課複合施設開館準備係

郵便番号：〒243-8511

住 所：神奈川県厚木市中町3-17-17（第二庁舎14階）

電 話：(046)225-2424（直通）

F A X：(046)224-4802

E - m a i l：5000@city.atsugi.kanagawa.jp